

県南広域振興局長告示第 131 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 6 月 5 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社団医療法人啓愛会	奥州市水沢区羽田町駅前 二丁目 87 番地	社団医療法人啓愛会宝 陽病院	稗貫郡石鳥谷町新堀第 15 地割 23 番地	平成 17 年 12 月 31 日

2 訪問リハビリテーション

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社団医療法人啓愛会	奥州市水沢区羽田町駅前 二丁目 87 番地	社団医療法人啓愛会宝 陽病院	稗貫郡石鳥谷町新堀第 15 地割 23 番地	平成 17 年 12 月 31 日

3 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社団医療法人啓愛会	奥州市水沢区羽田町駅前 二丁目 87 番地	社団医療法人啓愛会宝 陽病院	稗貫郡石鳥谷町新堀第 15 地割 23 番地	平成 17 年 12 月 31 日

4 福祉用具貸与

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河 台二丁目 9 番地	ニチイケアセンター一 関	一関市青葉二丁目 7 番 26 号	平成 19 年 4 月 30 日

5 介護予防福祉用具貸与

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河 台二丁目 9 番地	ニチイケアセンター一 関	一関市青葉二丁目 7 番 26 号	平成 19 年 4 月 30 日

6 福祉用具販売

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河 台二丁目 9 番地	ニチイケアセンター一 関	一関市青葉二丁目 7 番 26 号	平成 19 年 4 月 30 日

7 介護予防福祉用具販売

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河 台二丁目 9 番地	ニチイケアセンター一 関	一関市青葉二丁目 7 番 26 号	平成 19 年 4 月 30 日